

熊野市の農地取得に必要な下限面積について

農地の売買・贈与や貸し借りなどをする場合には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。

新たに農地を取得したり、借りる場合は、現在所有している農地の経営状況を確認し、①農地を全部効率的に耕作、②農作業に常時従事、③周辺農地との調和、④耕作する農地の必要最小限の面積を有するのかなどにより農業委員会が審査をしています。

熊野市農業委員会では、平成28年6月10日開催の第16回総会で農地法第3条第2項第5号の規定に基づく、熊野市内における農地等の権利移動の制限に関する、下限面積の別段の面積について検討を行った結果、以下のとおり決定しました。

(決定の理由)

空き家を取得する際に、付随する農地も空き家と同時に取得することを可能にすることで、新規就農を促進するとともに遊休農地の解消、空き家の解消につなげる。

(施行日)

平成28年7月1日

別段の面積	対 象 区 域
50アール	久生屋町・金山町
30アール	井戸町・有馬町
20アール	遊木町・新鹿町・波田須町・飛鳥町・五郷町 神川町・育生町・紀和町
10アール	須野町・甫母町・二木島里町・二木島町 磯崎町・大泊町・木本町
1アール	市内全域のうち下記許可要件を全て満たす場合 (1) 空き家取得時に、付随する農地を空き家とともに取得するものであること。 (2) 熊野市内に存する空き家と農地であること。 (3) 空き家とは、台所・便所・風呂の設備を有する居住可能な住宅であること。 (4) 空き家（建物、宅地）の所有者と農地の所有者が同一人であること。 (5) 空き家（建物、宅地）と農地を同時に取得することがわかる契約書を添付すること。 (6) 農地を取得後、3年間以上適正に耕作管理することを誓約する文書を添付すること。

農地法第3条の許可を得る場合には農地を買う方が次の全ての要件を満たす必要があります。

①耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（下限面積要件）

→ 空き家と同時取得の場合、この要件が1アールまで引き下げられます。

②所有している農地又は借りている農地すべてを効率的に耕作すること（全部効率利用要件）

③申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）

④申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

詳細につきましては、お問い合わせください

お問い合わせ先

熊野市農業委員会事務局

電話 0597-89-4111 内線 451